

山口労発基0603第24号
令和6年6月3日

関係団体等の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、別添の「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」が策定されました。

本件ガイドラインは、労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと作成されたものです。

つきましては、個人事業者等が健康に就業するために、本件ガイドラインについて貴団体の傘下会員、関係者への周知に関して御協力をいただきますようお願い申し上げます。

